

序言

開館五〇周年に当って

外交史料館長 和田 潔

令和三（二〇二一）年四月一五日、外務省外交史料館は開館五〇周年を迎えました。

近年、公文書管理の重要性は一段と広く認識されるようになりましたが、外務省では創設当初から、外交活動を進める上で過去の外交交渉や先例を参照することの重要性が意識されており、外交記録の整理・保存が連綿と行われてきました。また、第一次世界大戦後には欧米諸国に倣い、『外務省公表集』や『日本外交文書』の編纂・刊行事業が開始され、外交活動の経緯が一般に公開されるようになりました。

戦前から続けられた文書の保存管理と公開業務の蓄積の上に、昭和四六（一九七一）年、戦前期の外交記録を保存・公開する施設として当館は開館しました。その後、昭和五一年からは自主的な取組として、戦後外交記録の公開が始まり、平成二二（二〇一〇）年には、「外交記録公開に関する規則」により、作成・取得から三〇年が経過した記録の原則公開が規定されました。こうして、開館当初約五万点だった所蔵史料は、現在一二十万点を超え、沖縄返還や日中国交正常化といった、より新しい時代の記録も続々と移管・公開されています。また、平成二三年に施行された「公文書の管理に関する法律」により、外交史料館は外務省の公文書館として法的に位置づけられるとともに、所蔵史料の永久保存が義務づけられました。

五〇年の間に当館には少なからず変化がありました。しかし、外交記録を保存管理し、閲覧・編纂・展示等によって広く国民の皆様に史料を提供する、という役割自体は五〇年間何ら変わりありません。職員は、文書整理、書庫環境の管理、補修作業といった日々の地道な作業を積み重ね、国民共有の知的資源である外交記録を次世代に引き継ぐ取組を続けています。また、近年は、アジア歴史資料センターへの史料画像提供や所蔵史料検索システム公開など、デジタル技術の進展に合わせた史料提供も実施しています。

日本の歴史を紡ぎ、諸外国との親善を増進するために外交史料が果たす役割はますます大きくなっています。信頼性の高い史料を豊富に公開し、史実の検証が可能となるよう、また、国民の皆様への外交に対する理解と信頼を得られるような取組を今後も続ける所存ですので、一層のご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和四年三月